

第2期三重県DX推進基盤 共通仕様書（案）

令和8年9月

目次

1. 背景と目的	1
1-1. 背景	1
1-2. 目的	1
1-3. 本仕様書の位置付け	1
2. 現状と課題	2
2-1. 現状	2
2-1-1. 現行システムの概要と評価	2
2-2. 現行システムの課題	3
3. 次期システムの構想	5
3-1. 基本的な考え方	5
4. DX 推進基盤整備に向けた調達の概要	7
4-1. 調達概要	7
4-2. 各調達の概要	8
4-2-1. 第 2 期三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務（コミュニケーション及びセキュリティ基盤）	8
4-2-2. 第 2 期三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務（庁内ネットワーク環境の構成変更）	8
4-2-3. 第 2 期三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務（データ活用）	9
4-2-4. 第 2 期三重県 DX 推進基盤を活用した BPR 支援業務委託	9
4-2-5. 第 2 期三重県 DX 推進基盤 LBO 用インターネット回線の利用	10
4-2-6. 第 2 期三重県 DX 推進基盤の庁外持ち出しパソコン用 SIM 回線の利用	10
4-3. 移行対象システム	10
5. 関連する現行システム等	11
6. 注意事項ほか	12
6-1. 注意事項	12
6-2. 機密保持	12

1. 背景と目的

1-1. 背景

本県では、人口減少・少子高齢化に伴い、行政ニーズの多様化や課題の複雑化が進む一方、自治体における経営資源が大きく制約を受けることも長期的には想定される中、デジタル技術を活用して課題等を解決し、持続的な行政運営を実現する「行政 DX」の推進に着手しており、職員の意識改革やデジタルスキル向上などの「人材育成」と、デジタル技術の利活用を支える「基盤整備」を推進の両輪と捉え、積極的な取組を進めている。

令和 4 年度には、業務効率と生産性の向上、県民目線の行政サービスの継続的な提供を実現していくことを目的に、職員の柔軟で多様な働き方や、迅速な情報共有・意思決定、さらには、データ利活用を前提とした政策立案や行政サービスの提供を可能にする「三重県 DX 推進基盤」（以下、「現行システム」という。）を整備した。

現行システムは、令和 10 年 3 月末に保守期限を迎えることから、第 2 期三重県 DX 推進基盤（以下、「DX 推進基盤」という。）の構築により、現行システムでの課題や新たな社会変化に対応し、更なる行政 DX を推進していく。

1-2. 目的

本県では、行政 DX の推進に向けた「基盤整備」として、業務効率と生産性の向上、県民目線の行政サービスの継続的な提供を実現していくことを目的に、職員の柔軟で多様な働き方や、迅速な情報共有・意思決定、さらには、データ利活用を前提とした政策立案や行政サービス提供を可能にする DX 推進基盤を整備する。

1-3. 本仕様書の位置付け

本仕様書は、DX 推進基盤の整備にあたっての基本事項や調達概要を記述したものである。
なお、調達の詳細については調達区分単位の仕様書を参照すること。

2. 現状と課題

2-1. 現状

2-1-1. 現行システムの概要と評価

現行システムの整備においては、整備後の基盤活用を含め、以下の 4 つの取組を実施してきた。現行システムの概要と現時点での評価は下記のとおりである。

2-1-1-1. 概要

取組 1 コミュニケーション基盤の整備

「クラウドシフト」によるコミュニケーションの活性化を目的とした、コミュニケーション基盤を整備している。

取組 2 情報セキュリティ基盤の整備

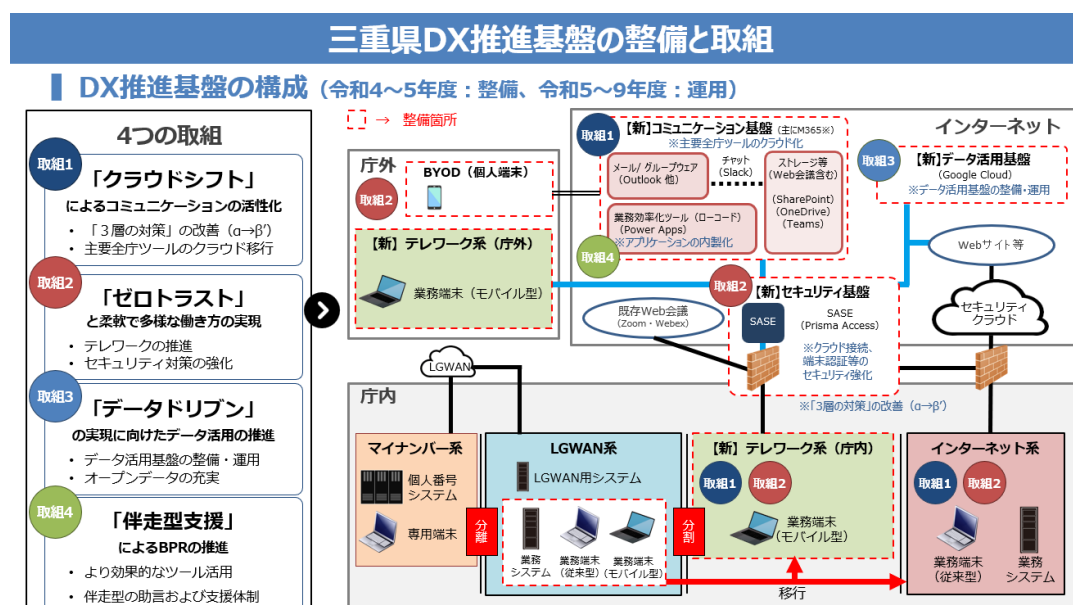
「ゼロトラスト」の考え方を導入することにより、クラウド及び端末のセキュリティを向上するための基盤を整備している。

取組 3 データ活用基盤の整備

「データドリブン」な業務運営の実現に向けた、データ活用基盤を整備している。

取組 4 ツール活用に係る伴走支援

より効果的な業務課題の解決を目的に、専門的な知見や経験に基づく具体的助言、技術的支援について「伴走型支援」体制を整え、デジタルツールの活用も含めた BPR を推進している。



現行システムの概要については、別紙「三重県 DX 推進基盤の概要」を参照すること。

2-1-1-2. 現行システムの評価

取組 1 コミュニケーション基盤の整備

目標：クラウドシフトによるコミュニケーションの活性化

グループウェアやビジネスチャット等のクラウドツールの活用により、庁内でのコミュニケーションが活性化され、効果的な情報共有が実現できている。

取組 2 情報セキュリティ基盤の整備

目標：テレワーク環境及びセキュリティ対策の強化

通信経路上の脅威検知・対処によりセキュリティを確保しつつ、セキュリティを強化した端末を導入することによって外部持ち出しも可能としており、柔軟で多様な働き方を実現している。

取組 3 データ活用基盤の整備

目標：データ活用基盤の整備・運用によるデータドリブンを実現

効果的なユースケースの確立や利用促進に向けて、複数のデータ活用実証を行っており、一部の業務でデータを活用した業務改善が実現できている。

取組 4 ツール活用に係る伴走支援

目標：業務課題の解決に向けたデジタルツール活用に関する支援体制の構築

専門的な知見に基づく具体的な助言や技術的支援を通じて、一部の業務で効果的な課題の解決につながっている。

2-2. 現行システムの課題

取組 1 コミュニケーション基盤の整備

現行システムでは、高機能な製品やクラウドサービスを導入しているが、インフレや円安の影響により利用料金が上昇している。こうした外部環境によるコスト増を踏まえ、今後はこれまで以上に費用対効果を重視した取組が必要となっている。

取組 2 情報セキュリティ基盤の整備

クラウドサービスの利用拡大に伴い、インターネットに対する通信トラフィックが増大しており、特に利用が集中した際の速度低下が課題となっている。

さらに、サイバー攻撃の手法は年々高度化しており、特にネットワーク境界型防御に依存しているインターネット接続系の一部のシステムや端末では、セキュリティ上のリスクが高

まっている。

取組 3 データ活用基盤の整備

データ活用基盤について、分析機能の整備は進んでいるが、EBPM(証拠に基づく政策立案)への取組促進や、職員の発想・活用スキルの向上などの課題が残っており、人材育成等の素地づくりがより重要となっている。

取組 4 ツール活用に係る伴走支援

伴走支援による課題解決事例が集まってきていることから、今後は、得られた知見を、より多くの業務へ展開することが課題となっている。

3. 次期システムの構想

3-1. 基本的な考え方

現行システムの課題をふまえ、DX 推進基盤の構想を以下のとおりとした。

取組 1：コミュニケーション基盤の整備

目標：さらなるコミュニケーションの活性化と費用対効果の最大化

全職員が通常業務で利用しており、業務遂行に不可欠なツールとなっているとともに、取組の成果が出ているため、現行システムの機能を維持する。

ただし、重複ツールの統合など、費用対効果を最大化するとともに、ツール活用による業務の品質向上に努める。

取組 2：情報セキュリティ基盤の整備

目標：セキュリティ対策のさらなる強化とレスポンスの改善

端末持ち出しやゼロトラスト・セキュリティを採用したことによる成果が出ているため、現行システムの機能を維持する。

加えて、高まるサイバーセキュリティのリスクに対応するため、必要なセキュリティ保護の仕組みを導入する。

また、増大するトラフィックに対応するため、各庁舎等における LB0 環境を整備し、庁内システムのレスポンス改善に取り組む。

取組 3：データ活用基盤の整備

目標：データ活用基盤の継続およびデータ活用ができる人材の育成

現行システムにおける既存取組（実証取組）について、費用対効果を向上させるため、機能の精査等に取り組む。あわせて、データ活用に係る素地づくりを深化させるため、人材育成等のデータ活用の促進にも取り組む。

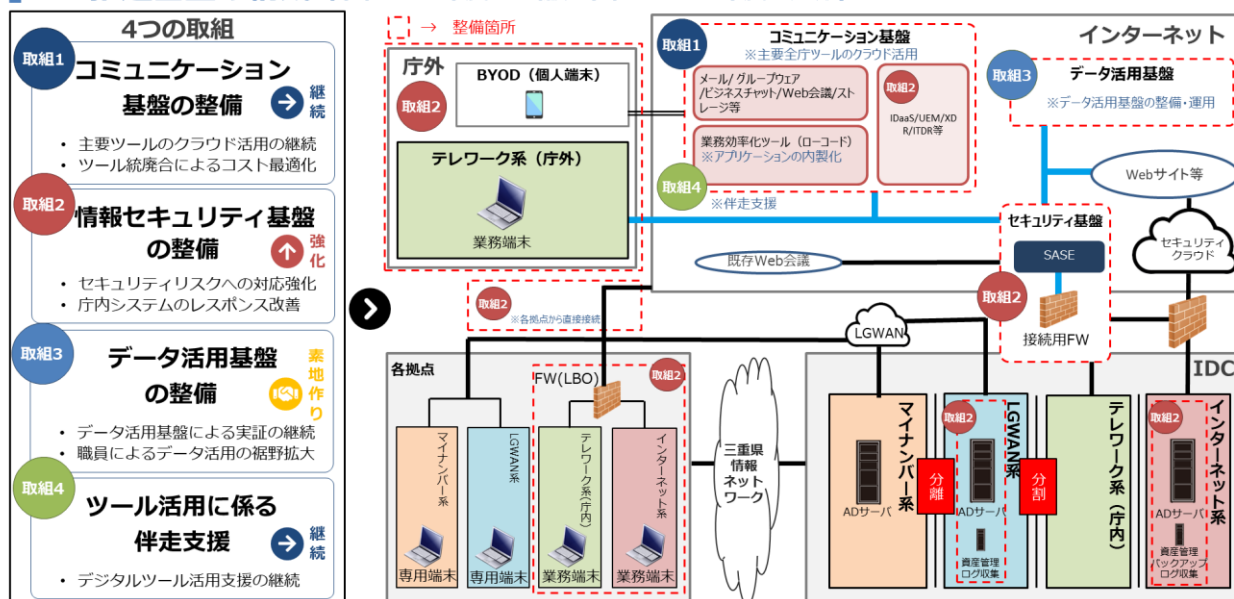
取組 4：ツール活用に係る伴走支援

目標：業務課題の解決に向けたデジタルツール活用に関する支援の拡大

一部業務において伴走支援の成果が出ているため、継続して取り組むことで、より多くの業務における効果的な課題の解決に取り組む。

第2期三重県DX推進基盤の整備

DX推進基盤の構成（令和8～9年度：整備、令和10～14年度：運用）



4. DX 推進基盤整備に向けた調達の概要

4-1. 調達概要

DX 推進基盤の整備に向け、「3-1 基本的な考え方」に記載した取組をそれぞれ進めるにあたり、その取組の目的や特性を踏まえ、下表の調達区分により調達する。

各区分の受託事業者は、必要に応じて協力・連携して対応を行うこと。

なお、各区分における責任分界点については区分単位の調達仕様書に記述するが、仕様書に記載のない、または不明な点がある場合は、応札時に十分確認すること。

また、契約後に不明な点が明らかになった場合等は、本県が指定する責任分界点により、各契約の受託事業者に対応を求めることとなるため注意すること。

No	調達区分	取組 1	取組 2	取組 3	取組 4
調達 1	第 2 期三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務 (コミュニケーション及びセキュリティ基盤)	○	○		
調達 2	第 2 期三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務 (庁内ネットワーク環境の構成変更)		○		
調達 3	第 2 期三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務 (データ活用)			○	
調達 4	第 2 期三重県 DX 推進基盤を活用した BPR 支援業務委託				○
調達 5	第 2 期三重県 DX 推進基盤 LB0 用インターネット回線の利用		○		
調達 6	第 2 期三重県 DX 推進基盤の庁外持ち出しパソコン用 SIM 回線の利用		○		

4-2. 各調達の概要

各調達区分の概要は、以下のとおりとする。

調達区分の詳細な要件は、各区分の調達仕様書を参照すること。

なお、本仕様書と調達区分ごとの個別仕様書を合わせたものが仕様書となる。

4-2-1. 第 2 期三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務

(コミュニケーション及びセキュリティ基盤)

項目	概要説明
調達範囲	以下の環境整備、現行システムからの移行、運用・保守を行う。 (1) コミュニケーション基盤 ビジネスチャット、グループウェア、庁内メール、インターネットメール、ファイルストレージ、Web 会議、業務効率化ツールをクラウドサービスとして提供する。 個人所有端末（スマートフォン、タブレット）からも、コミュニケーション基盤のサービスに限り、使用可能とする。 (2) セキュリティ基盤 ゼロトラストの考え方に基づく、セキュリティ強化（エンドポイント、ID、クラウド等）に加え、業務端末の持ち出しを可能とするための環境（SASE 等）を整備する。 また、従来の統合認証基盤（Active Directory、資産管理ソフト、ウイルス対策システム、導入ソフトウェアのアップデート環境等）を本基盤に統合し、認証基盤や、庁内ネットワークのセキュリティ強化を図る。
期間	整備（設計・構築）：令和 8 年 12 月～令和 9 年 9 月 移行（並行運用）：令和 9 年 10 月～令和 10 年 3 月 運用：令和 10 年 4 月～令和 15 年 3 月

4-2-2. 第 2 期三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務

(庁内ネットワーク環境の構成変更)

項目	概要説明
調達範囲	以下の環境整備、運用・保守を行う。 (1) ネットワーク経路の最適化 DX 推進基盤及びインターネット向けの通信を各拠点（各総合庁舎）からローカルブレイクアウト（LB0）するよう、三重県情報ネットワークの設定変更を行う。 また、テレワーク系（庁内）からインターネット接続系への通信を、各拠点内で完結させるよう設定し、拠点間のトラフィックを最適化する。 (2) SASE との接続 LB0 通信のセキュリティ対策のため、各拠点を SASE へ直接接続する。 (3) 検疫 FW 等の導入 (1)、(2)を実現するにあたって必要となる機器を導入する。 (4) インターネット系端末のセキュリティ対策 インターネット系端末についても、庁外持ち出し端末で実施しているセキュリティ対策の一部を適用する。
期間	整備（設計・構築）：令和 9 年 2 月～令和 9 年 9 月 並行運用：令和 9 年 10 月～令和 10 年 3 月 運用：令和 10 年 4 月～令和 15 年 3 月

4-2-3. 第 2 期三重県 DX 推進基盤整備及び運用保守業務（データ活用）

項目	概要説明
調達範囲	既存取組（実証取組）の継続が可能なデータ活用基盤または同等の仕組みを構築し、運用に必要なサポートを実施する。 ただし、現行システムから DX 推進基盤へのデータや環境の移行及び運用保守等についても、調達範囲に含めるものとする。
期間	整備（設計・構築）：令和 9 年 3 月～令和 9 年 12 月 移行：令和 10 年 1 月～令和 10 年 3 月 運用：令和 10 年 4 月～令和 15 年 3 月

4-2-4. 第 2 期三重県 DX 推進基盤を活用した BPR 支援業務委託

項目	概要説明
調達範囲	各所属職員が、各所属で管理する単独の大規模システムの業務フローでは補えない隙間業務の効率化や、既存システムの有効活用などによる業務効率化・生産性向上を目的に、ローコードツールなどデジタルツールを用いて、所属内で BPR ができるように支援する。
期間	設計・構築状況等の把握：令和 9 年 2 月～令和 10 年 3 月 支援：令和 10 年 4 月～令和 15 年 3 月

4-2-5. 第 2 期三重県 DX 推進基盤 LB0 用インターネット回線の利用

項目	概要説明
調達範囲	DX 推進基盤及びインターネット向けの通信を各拠点（各総合庁舎）からローカルブレイクアウト（LB0）させるための通信回線を導入する。 本庁 2Gbps（ベストエフォート） IDC 6Gbps（ベストエフォート） 桑名庁舎、四日市庁舎、鈴鹿庁舎、津庁舎、松阪庁舎、伊賀庁舎、伊勢庁舎、志摩庁舎、尾鷲庁舎、熊野庁舎の 10 拠点については、それぞれ 1Gbps（ベストエフォート）とする。
期間	回線敷設： 令和 9 年 4 月～9 月 利用： 令和 9 年 10 月～令和 15 年 3 月

4-2-6. 第 2 期三重県 DX 推進基盤の庁外持ち出しパソコン用 SIM 回線の利用

項目	概要説明
調達範囲	庁外持ち出しパソコンで利用する通信 SIM を導入する。
期間	回線準備： 令和 10 年 2 月～3 月 利用： 令和 10 年 4 月～令和 15 年 3 月

4-3. 移行対象システム

DX 推進基盤の整備に伴い、移行の対象となる現行システムは下表のとおり。

移行対象システム	移行先等
三重県 DX 推進基盤	第 2 期三重県 DX 推進基盤 ※機能により調達区分は異なる
三重県統合認証管理基盤システム	第 2 期三重県 DX 推進基盤 ※コミュニケーション及びセキュリティ基盤に含む

5. 関連する現行システム等

第 2 期 DX 推進基盤の整備と関連する庁内システム等は下表のとおりである。

関連する現行システム等

システム名	概要	使用者
三重県情報ネットワーク	庁舎や単独地域機関、市町、データセンターの各拠点を結ぶ基幹ネットワークであり、庁内ネットワーク（行政 WAN）や、国・全国自治体を結ぶ総合行政ネットワーク（LGWAN）、三重県自治体情報セキュリティクラウドへ接続するための情報通信基盤である。 令和 7 年度から令和 8 年度にかけて再構築・移行を行い、令和 9 年 4 月から本運用を開始する予定である。 DX 推進基盤の構築にあたっては、三重県情報ネットワークの運用開始後に一部機能の構成変更を行う。	県職員 市町職員等
三重県統合認証管理基盤	オンプレミス・クラウドサービスを使用する際のユーザ認証及びアクセス認証、業務端末の運用管理（資産管理・セキュリティパッチ配付）等を行う基盤システムである。 令和 3 年度から令和 4 年度にかけて再構築・移行を行い、令和 4 年 7 月から運用を開始している。 当基盤は DX 推進基盤の機能の一つとして統合する。	県職員
三重県自治体情報セキュリティクラウド	「三層の対策」の一環として、本県及び県内市町等のインターネット接続を集約し、高度なセキュリティ監視を行うシステムである。 令和 8 年度に再構築を行い、令和 9 年度から新システムの運用を開始する予定である。	県職員 市町職員
共通機能基盤	各情報システムが、機能の一部を共通で利用できるようにした基本的な仕組みである。 統合サーバー、リモート保守環境、職員アカウント集中管理システムの 3 つの基盤で構成される。 統合サーバーは、オンプレミス（VMWare 仮想基盤）を主体に、一部、オラクル・クラウド（IaaS）で運用している。 リモート保守環境及び職員アカウント集中管理システムはオンプレミスで運用している。 統合サーバー及びリモート保守環境については令和 6 年度から令和 7 年度にかけて再構築を行い、令和 13 年度まで運用する予定である。 DX 推進基盤においてオンプレミスのサーバーを構築する必要がある場合は、当基盤上で構築することを想定する。	県職員

6. 注意事項ほか

6-1. 注意事項

- ・ 本業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、双方で協議し合意した事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- ・ 受託事業者は、運用開始までの作業スケジュールを本県と協議の上、決定すること。
- ・ 本仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなるケースにおいても本県に対し、別途費用を請求することはできない。ただし、本県の要求仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が発生した場合は、本県と協議の上、定めるものとする。
- ・ 現行システムまたはネットワークの停止を伴う作業は閉庁日、もしくは夜間での実施を前提に本県と協議のうえ決定すること。
- ・ 受託事業者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- ・ 受託事業者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

6-2. 機密保持

- ・ 本業務は、三重県情報セキュリティポリシーを遵守して行うこと。当該ポリシーに抵触する行為または事象が発生した場合、そのようなおそれがある場合は、本県に報告を行い、本県の指示のもと速やかに対応すること。なお、三重県情報セキュリティポリシーについては、契約後に開示する。
- ・ 業務遂行上知り得た個人情報及び本県の機密事項について、本業務のみに利用するものとし、契約期間中または契約終了後を問わず第三者に漏えいしないこと。
- ・ それぞれの契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、契約書（案）別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。